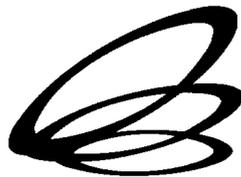


投資サービスセンター
投資委員会事務局
首相府



INVESTMENT SERVICES CENTER
THE BOARD OF INVESTMENT
OFFICE OF THE PRIME MINISTER

555 VipavadeeRangsit Road, Chatuchuck 10900 Tel. 0 2553-8111, Fax: 0 2553-8222

プレスリリース/PRESS RELEASE

第 127 / 2563 (Aor. 50) 号

2020 年 9 月 30 日

**BOI は、EEC への投資を加速するために
大企業の経営者の首相との面談を計画。**

BOI は投資家からの信頼を高めるためかつ、タイ経済を牽引するために EEC を加速することを目的とし、タイ人と外国人の 16 名の大規模投資家を招待し、首相との会談を行う。

投資委員会 (BOI) 長官のドゥアンジャイ・アッサワジンタチット氏は、2020 年 10 月 1 日に BOI が EEC 事務局と協力して、現地投資家からの意見を伺う・交換するために、航空産業、高度機械産業、高度化学産業、ロジスティクス産業、工業団地など様々なターゲット産業活動を行っている EEC 地区内の 16 名の大企業の事業者を招待し、現地視察の時にチョンブリー県レムチャバン港関税事務局にてプラユット・チャンオーチャー首相との会談に参加していただくと明らかにした。

「EEC 地区の開発は国の経済を牽引する政府の主な政策の一つである。BOI はターゲット産業への投資を促進かつタイ経済の付加価値の創造およびに競争力の向上を図るために、EEC 地区 3 県を対象として特別投資奨励措置を行っている。」とドゥアンジャイ氏は述べた。

尚、2020 年 1 月に BOI は投資誘致に取り込むためにチョンブリー県、ラヨン県、およびにチャチュンサオ県の EEC 地区への投資奨励を目的とする新たなパッケージを出した。恩典の改定かつ、(1) 基礎的恩典に基づき法人所得税免除が 5~8 年間付与されるグループの大部分の事業 (A1 グループ、A2 グループ、A3 グループ) (但し、事業所の立地が不明確な事業、EEC 地区 3 県に所在しないという事業所の立地に関する必要条件がある事業など一部の事業は除く)、(2) バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、先端材料技術、デジタル技術等のターゲット技術開発事業、およびに (3) 電子設計、研究開発、理科学実験サービス等のターゲット技術開発の支援事業といったターゲット産業の業種を幅広く追加した。

法人所得税の税制上の恩典に関しては、人材開発の基準および立地の基準の 2 つの基準に分けて追加恩典の付与基準が定められている。最高追加恩典を得るために同時に両方の基準に基づき行うかまたは、いずれか一つの基準を選択することが出来る。尚、取得した通常基準から場合によりさらに法人所得税の免除期間または減税期間が 1-3 年間追加される。

過去 6 カ月間（2020 年 1 月～6 月）の EEC 地区 への投資奨励申請件数は合計 225 プロジェクトであり、前年同期比で 6%増加した。合計投資金額は 85,480 百万バーツであり、チョンブリー県に 120 プロジェクトで投資金額が 39,990 百万バーツ、ラヨン県に 76 プロジェクトで投資金額が 33,320 百万バーツ、そしてチャチュンサオ県に 29 プロジェクトで投資金額が 12,170 百万バーツとなる。
